

郡山市安積土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 環境影響評価項目について

- (1) 供用後、住宅等からの生活排水による水質の悪化が懸念されることから、水質に「水の汚れ」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 供用後、都市計画道路を走行する自動車による騒音及び振動の悪化が懸念されることから、「騒音」及び「振動」を環境影響評価項目として追加すること。また、国道4号バイパスを走行する自動車による騒音の悪化が懸念されることから、「騒音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 動物については、重要な種及び注目すべき生息地が、植物については、重要な種及び群落が相当期間存在しないことが明らかでないことから、「動物」及び「植物」を環境影響評価項目として追加すること。
- (4) 象事業実施区域内の安積第三小学校の東側に学校林があることから、「人と自然との触れ合いの活動の場」を環境影響評価項目として追加すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 粉じん等、騒音及び振動については、工事をブロック分けにして実施することから、工事中の建設機械の稼働場所や資材等の運搬経路を踏まえ、調査地点を追加し、予測及び評価を行うこと。
- (2) 生態系に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、できる限り最新の知見を用いて行うこと。特に、当該項目に係る現地調査を行うに当たっては、当該知見を用いて、調査方法、調査時期、調査期間及び調査地点を選定すること。なお、植物のフロラ調査は、春季から秋季に行い、鳥類のラインセンサス法は、各季節で代表的な時期に行い、哺乳類のフィールドサイン法は、秋季から春季に行い、両生類・爬虫類調査（直接観察）は、春季から秋季に行うこと。

(3) 景観に係る調査の基本的な手法については、主要な眺望点として対象事業実施区域内及び周辺から景観要素（自然要素、生活要素、歴史要素）を選定すること。また、景観に係る調査時期等については、冬季を追加すること。さらに、工事が長期にわたることから、景観に係る予測対象時期等については、造成時、造成直後、その他予定建築物が立ち並ぶ時期とすること。

3 上記 1 から 2 の措置を講ずるに当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。